

第2回常陸大宮市議会定例会議案

令和8年6月2日

常陸大宮市

○目次

報告第4号	令和7年度常陸大宮市一般会計繰越明許費繰越計算書について	P1
報告第5号	令和7年度常陸大宮市一般会計事故繰越し繰越計算書について	P5
報告第6号	令和7年度常陸大宮市上水道事業会計予算繰越計算書について	P7
報告第7号	令和7年度常陸大宮市下水道事業会計予算繰越計算書について	P9
報告第8号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	P11
報告第9号	専決処分の報告について (常陸大宮市印鑑条例の一部を改正する条例)	P13
議案第41号	専決処分の承認を求めることについて (常陸大宮市税条例の一部を改正する条例)	P17
議案第42号	専決処分の承認を求めることについて (常陸大宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	P25
議案第43号	常陸大宮市自転車の安全な利用の促進に関する条例	P29
議案第44号	常陸大宮市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	P33
議案第45号	常陸大宮市介護保険条例の一部を改正する条例	P37
議案第46号	財産の取得について	P41
議案第47号	市道路線の廃止について	P43
議案第48号	令和8年度常陸大宮市一般会計補正予算(第1号)	別冊

報告第4号

令和7年度常陸大宮市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和7年度常陸大宮市一般会計補正予算（第4号）第3条、令和7年度常陸大宮市一般会計補正予算（第8号）第2条及び令和7年度常陸大宮市一般会計補正予算（第9号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月2日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

令和7年度常陸大宮市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1. 総務管理費	本庁舎火災報知設備更新工事	19,360,000	19,360,000					円 19,360,000
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍総合システム改修委託	7,260,000	7,260,000				7,260,000	
3. 民生費	2. 児童福祉費	子育て応援手当支給事業	6,908,000	3,243,899	550	3,243,349			
3. 民生費	2. 児童福祉費	子育て世帯生活応援特別給付事業	3,046,000	2,115,356		2,115,356			
3. 民生費	3. 老人福祉費	高齢者支援給付金支給事業	48,676,000	47,387,000		45,211,696		14,000	2,161,304
4. 衛生費	2. 清掃費	生活用品支援事業	13,043,000	13,043,000		12,000,000			1,043,000
6. 農林水産業費	2. 林業費	木造住宅建設助成事業	6,000,000	2,400,000					2,400,000
6. 農林水産業費	2. 林業費	林道諸沢北富田線開設工事	64,623,000	43,503,000		16,040,000	3,800,000		23,663,000
7. 商工費	1. 商工費	創業支援事業補助金	1,000,000	1,000,000					1,000,000
7. 商工費	1. 商工費	プレミアム付商品券発行事業	880,061,000	880,061,000		441,801,880		420,026,000	18,233,120
8. 土木費	2. 道路橋梁費	道路構造物維持点検委託	5,993,000	4,519,000		2,560,000			1,959,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	市道整備事業	250,123,000	233,961,000		106,873,000	88,600,000		38,488,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8. 土木費	2. 道路橋梁費	常陸大宮駅周辺市道整備事業	32,914,000	32,913,820		12,950,000	18,800,000		1,163,820
8. 土木費	4. 都市計画費	常陸大宮駅周辺整備事業	71,744,000	71,744,000		29,250,000	40,300,000		2,194,000
9. 消防費	1. 消防費	避難所用備品購入事業	12,181,000	12,181,000		5,530,000			6,651,000
9. 消防費	1. 消防費	衛星通信設備更新整備事業	22,765,000	22,765,000			22,700,000		65,000

報告第5号

令和7年度常陸大宮市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告する。

令和8年6月2日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

令和7年度常陸大宮市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 為額 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
8. 土木費	2. 道路橋梁費	常陸大宮駅周辺市道整備事業	円 61,265,983	円 39,526,583	円 21,739,400	円 21,739,400	円 21,739,400	円 14,737,000	円 6,500,000	円 502,400	円 502,400	地権者の罹患に伴う入院により移転先の詮索に不測の日数を要したことから年度内に事業を完了することが困難となったため	

報告第6号

令和7年度常陸大宮市上水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、別紙のとおり予算を繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月2日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

令和7年度常陸大宮市上水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県支出金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	浄水施設建設改良事業	円 47,381,000	円 12,210,000	円 31,206,000	円	円	円 31,206,000	円 3,965,000	円	受注生産品である部材の納入遅延により、工事を繰り越すもの
1 資本的支出	1 建設改良費	配水施設建設改良事業	円 127,130,700	円 43,065,000	円 61,843,000			円 61,843,000	円 22,222,700		受注生産品である部材の納入遅延により、工事を繰り越すもの
1 資本的支出	1 建設改良費	配水管布設事業	円 403,976,000	円 286,431,750	円 102,363,000		円 52,100,000	円 50,263,000	円 15,181,250		同時施工の市道改良工事等の繰越に伴うもの
1 資本的支出	1 建設改良費	配水管布設工事実施設計委託	円 66,586,300	円 62,956,300	円 3,630,000			円 3,630,000			現地調査及び地権者交渉に不測の日数を要したため繰り越すもの

報告第7号

令和7年度常陸大宮市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項及び第2項ただし書の規定により、別紙のとおり予算を繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和8年6月2日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

令和7年度常陸大宮市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県支出金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠布設事業	円 531,186,000	円 416,391,250	円 72,905,000	円 13,600,000	円 36,000,000	円 23,305,000	円 41,889,750	円	関連工事との施工日程調整に不測の日数を要したため繰り越すもの
1 資本的支出	1 建設改良費	管路改良事業	円 5,720,000		円 5,720,000			円 5,720,000			隣接工事との施工日程調整に不測の日数を要したため繰り越すもの
1 資本的支出	1 建設改良費	管渠布設工事実施設計委託	円 23,504,000	円 2,596,000	円 20,801,000		円 11,600,000	円 9,201,000	円 107,000		現地調査に係る交通規制の実施調整に不測の日数を要したため繰り越すもの
1 資本的支出	1 建設改良費	那珂久慈流域下水道事業	円 12,325,000	円 1,231,000	円 11,094,000		円 10,900,000	円 194,000			県の流域下水道事業の繰越に伴うもの

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県支出金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	那珂久慈流域下水道事業	円 2,874,000	円 2,569,000	円 305,000	円	円 300,000	円 5,000	円	円	県の流域下水道事業の事故繰越に伴うもの

報告第8号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙（令和8年専決第7号）のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月2日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第7号

専決処分書

常陸大宮市上村田地内における車両損害事故に係る損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月9日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

- 1 相手方
常陸大宮市在住者
- 2 損害賠償の額
一金1,167,537円
- 3 事故の概要
令和7年6月20日午前10時頃、村田小学校敷地内において市会計年度任用職員が除草作業中、刈払機により飛ばした石が相手方車両に当たり、当該車両のボディ外板等を損傷させ損害を与えた。
- 4 和解の内容
市は相手方に対し、上記損害賠償の額を支払い、今後本件に関していかなる事情が生じても双方異議を申し立てない。
- 5 専決処分を行う理由
常陸大宮市上村田地内において発生した車両損害事故における損害賠償の額を決定し、和解することについて、市長の専決処分事項について（令和3年常陸大宮市議会議決）第7号の規定により、専決処分するものです。

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙（令和8年専決第8号）のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年6月2日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第 8 号

専決処分書

常陸大宮市印鑑条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 5 月 25 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）の一部が改正されることに伴い、本条例を制定することについて、市長の専決処分事項について（令和 3 年常陸大宮市議会議決）第 1 号の規定により、専決処分するものです。

常陸大宮市印鑑条例の一部を改正する条例

常陸大宮市印鑑条例（昭和 5 5 年大宮町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第 1 2 条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 5 月 2 7 日から施行する。

議案第 4 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙（令和 8 年専決第 5 号）のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第 5 号

専決処分書

常陸大宮市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）が令和 8 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、本条例を制定することについて、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものです。

常陸大宮市税条例の一部を改正する条例

常陸大宮市税条例（平成元年大宮町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条各号列記以外の部分中「第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「三輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第33号の4の2」を「第33号の4」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4の2」を「第33号の4」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項、第4項及び第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

附則第7条の3の2に見出しとして「(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「附則第7条の3の2第1項」を「附則第7条の3第1項」に改め、同条を附則第7条の3とする。

附則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、附則第7条の3の2第1項」を削る。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第25項第1号イ」を「附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「附則第15条第25項第1号ロ」を「附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第5項中「附則第15条第25項第1号ハ」を「附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「附則第15条第25項第1号ニ」を「附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「附則第15条第25項第2号」を「附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第24項第4号」に、「3分の2」を「4分の3」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第16項を第13項とし、第17項を第14項とし、同条に次の1項を加える。

15 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3第7項中「附則第12条第16項」を「附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第12項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第15項各号列記以外の部分中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第16項各号列記以外の部分中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）又は同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号中「第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別」を「第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規定する特定建築物を含む。）のいずれかに該当するかの別」に改める。

附則第15条の2から第15条の6までを削る。

附則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削

り、同条第4項を削る。

附則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

附則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

附則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「、附則第7条の3第1項及び附則第7条の3の2第1項」を「及び附則第7条の3第1項」に改める。

附則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の常陸大宮市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改

修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については，なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は，令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の三輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については，なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については，なお従前の例による。

議案第 4 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙（令和 8 年専決第 6 号）のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 6 月 2 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第6号

専決処分書

常陸大宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和8年3月31日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例を制定することについて、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものです。

常陸大宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

常陸大宮市国民健康保険税条例（昭和41年大宮町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第23条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に、「及び同条第5項」を「並びに同条第5項本文」に、「エに掲げる額を減額して得た額」を「エ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」に改め、同項第1号に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 70円

第23条第1項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 50円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 20円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第10条の3の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては，その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は，当該被保険者均等割額から，当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の常陸大宮市国民健康保険税条例の規定は，令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し，令和7年度分までの国民健康保険税については，なお従前の例による。

議案第43号

常陸大宮市自転車の安全な利用の促進に関する条例

常陸大宮市自転車の安全な利用の促進に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和8年6月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

自転車の安全な利用を促進するため必要な事項を定め、自転車による事故の未然防止及び事故被害の軽減等を図るため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市自転車の安全な利用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全な利用の促進のため必要な事項を定め、自転車による事故の未然の防止及び事故被害の軽減を図り、もって市民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第1号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 保護者 親権者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。
- (3) 関係団体 交通安全に関する活動を行うことを主な目的として組織された団体及び自転車の安全な利用に関する活動を行う団体をいう。
- (4) 事業者 市内で事業を行う法人その他の団体又は個人をいう。
- (5) 学校長 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校の長をいう。
- (6) 自転車損害賠償責任保険等 自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害を保障することができる保険又は共済をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 自転車の安全な利用に関する教育及び意識の啓発
- (2) 乗車用ヘルメットの着用及び反射材等交通事故防止のための器具の利用の促進
- (3) 自転車の安全な利用に関する活動の支援
- (4) 自転車の安全な利用に関する事業の推進
- (5) 自転車の定期的な点検整備の促進

(自転車利用者の責務)

第4条 自転車利用者は、道路交通法その他の関係法令を遵守し、自転車の安全な利用に努めなければならない。

- 2 自転車利用者は、乗車用ヘルメットの着用及び反射材等交通事故防止のための器具の利用に努めなければならない。
- 3 自転車利用者は、市、警察、関係団体及び事業者が行う自転車の安全な利用に関する事業へ参加するよう努めなければならない。

4 自転車利用者は、その利用する自転車について、安全な利用が確保できるよう点検整備に努めなければならない。

(保護者の責務)

第5条 保護者は、その監護する子（以下単に「子」という。）に対して、自転車を安全に利用するために必要な教育を行うよう努めなければならない。

2 保護者は、子に対して、乗車用ヘルメットの着用及び反射材等交通事故防止のための器具を利用させるよう努めなければならない。

(関係団体の責務)

第6条 関係団体は、自転車利用者に対して、自転車の安全な利用に関する意識の啓発に努めなければならない。

2 関係団体は、市及び警察が実施する自転車の安全な利用に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(自転車販売事業者の責務)

第7条 自転車販売事業者は、自転車を購入しようとする者に対し、第4条に規定する自転車利用者の責務を周知するとともに、自転車の安全な利用、点検整備等に関する適切な助言に努めなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その従業員に対して、自転車の安全な利用に関する啓発に努めなければならない。

(学校長の責務)

第9条 学校長は、その児童、生徒等に対して、自転車の安全な利用に関する教育又は啓発に努めなければならない。

(市の指導又は助言)

第10条 市長は、事故を未然に防止するため、歩行者に危害を及ぼすおそれがある自転車利用者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(自転車損害賠償責任保険等への加入等)

第11条 自転車利用者は、自転車事故による被害者の損害を確実に補償するため、自らが被保険者となる自転車損害賠償責任保険等に加入するよう努めなければならない。

2 保護者は、子が自転車を利用するときは、自転車事故による被害者の損害を確実に補償するため、当該子が被保険者となる自転車損害賠償責任保険等に加入するよう努めなければならない。

3 事業者は、その業務において従業員に自転車を利用させるに当たっては、当該従業員が被保険者となる自転車損害賠償責任保険等に加入するよう努めなければならない。

(自転車損害賠償責任保険等への加入確認等)

第12条 自転車販売事業者は、自転車を購入しようとする者に対して、当該自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の有無の確認及び加入に関する情報を提供するよう努めなければならない。

(自転車安全利用の日)

第13条 市長は、自転車安全利用の日を設け、自転車の安全な利用について、市民の関心と理解を深めるための取組を実施するものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 4 4 号

常陸大宮市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 2 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

予防接種事務のデジタル化に伴い、個人番号カードによる予防接種対象者の確認の仕組みを導入するため、個人番号の利用事務及び利用できる範囲等について改正する必要があるため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市個人番号の利用に関する条例（平成27年常陸大宮市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

別表第1市長の項に次のように加える。

常陸大宮市任意予防接種助成事業実施要綱（令和元年常陸大宮市訓令第21号）による予防接種に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2市長の部常陸大宮市医療福祉費支給に関する条例による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるものの款生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施に関する情報であって規則で定めるものの項の次に次のように加える。

生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定による保護に準ずる措置に関する情報であって規則で定めるもの

別表第2市長の部に次のように加える。

常陸大宮市任意予防接種助成事業実施要綱による予防接種に係る費用の助成に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護法による保護の実施に関する情報であって規則で定めるもの
	生活に困窮する外国人に対する生活保護法の規定による保護に準ずる措置に関する情報であって規則で定めるもの
	身体障害者福祉法による身体障害者手帳に関する情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正条文説明

第2条

引用条項を整理するものです。

別表第1

個人番号を利用できる事務を追加するものです。

別表第2

個人番号を利用できる事務において利用することができる範囲を追加するものです。

附則

この条例は、公布の日から施行します。

議案第 4 5 号

常陸大宮市介護保険条例の一部を改正する条例

常陸大宮市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 6 月 2 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

令和 7 年度税制改正への対応に関連し、市民税非課税の者に係る令和 8 年度介護保険料の減免規定を設けるため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市介護保険条例の一部を改正する条例

常陸大宮市介護保険条例（平成12年大宮町条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（令和8年度分の保険料の減免の特例）

第12条 市長は、第1号被保険者又はその属する世帯の他の世帯員のいずれかが令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で前条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されている者とみなされることとなるもの（令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを市が保有する情報で確認することができる者に限る。）である場合であって、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第2条各号に掲げる区分をいう。以下同じ。）が、前条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき令和8年度分の保険料に係る保険料段階よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の常陸大宮市介護保険条例の規定は、令和8年4月1日から適用する。

改正条文説明

附則第12条

第1号被保険者又はその属する世帯の他の世帯員が、令和8年度の市民税非課税者であって、令和7年度税制改正により給与所得控除の最低保障額を引き上げる見直しの影響を受けて当該非課税の判定を受けたものであるときは、令和8年度の市民税が課されているものとみなして保険料を賦課するところ、その者が令和7年度においても市民税が非課税であった場合には当該保険料を減免できることとするものです。

附則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の常陸大宮市介護保険条例の規定は、令和8年4月1日から適用します。

議案第46号

財産の取得について

下記のとおり財産の取得を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産
パーソナルコンピュータ 2,400台
- 2 契約の方法
随意契約
- 3 契約金額
156,525,600円
- 4 契約の相手
茨城県水戸市元吉田町1074番地の1
リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部
茨城支社 公共文教営業部 部長 杉山 繁和

令和8年6月2日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸



物 品 売 買 仮 契 約 書

- 1 件 名 令和8年度小中学校学習者用端末購入
- 2 規格及び数量 【規格】学習用タブレット端末〔指定品〕ASUS Chromebook CZ11 Flip
【数量】2,400台
- 3 契約金額 金156,525,600円
(うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 金14,229,600円)
- 4 納入期限 令和8年8月31日
- 5 納入場所 常陸大宮市立村田小学校外15箇所
- 6 契約保証金 常陸大宮市財務規則第140条第1項第1号の規定により免除

発注者 常陸大宮市(以下「甲」という。)と受注者 リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部茨城支社公共文教営業部(以下「乙」という。)とは、別紙「物品売買契約約款」に基づき、上記物品の売買契約を締結する。

この契約は、常陸大宮市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 住 所 茨城県常陸大宮市中富町3-3-5番地の6
氏 名 常陸大宮市長 鈴木 定幸



乙 住 所 茨城県水戸市元吉田町1074-1
氏 名 リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部

茨城支社 公共文教営業部 部長 杉山 繁和



議案第 47 号

市道路線の廃止について

市道路線を下記のとおり廃止するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
31040 号線	野上 410 番地先	野上 410 番地先	23.49	2.50～ 6.00

令和 8 年 6 月 2 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

用途廃止申請により、公共の用に供する必要がなくなったと認められる路線を廃止するものです。

廃止路線位置図



廃止路線図

